

徳島県規則第八十六号

肥料取締法施行細則及び徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

肥料取締法施行細則及び徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(肥料取締法施行細則の一部改正)

第一条 肥料取締法施行細則(昭和二十五年徳島県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第一条中「肥料取締法(」を「肥料の品質の確保等に関する法律(」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に、「肥料取締法施行条例」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行条例」に改める。

第二条中「第三条」を「第六条」に改める。

第三条中「第四条」を「第七条」に改める。

第四条中「第二十八条」を「第三十五条」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

第 号

年 月 日

徳島県

縦 4センチメートル

横 6.5センチメートル

備考 様式上段部の「第 号」の次行の空白部分には、指定混合肥料生産業者の届出のときは「指定混合肥料生産業者届出済」と、特殊肥料生産業者の届出のときは「特殊肥料生産業者届出済」と、特殊肥料輸入業者の届出のときは「特殊肥料輸入業者届出済」と、肥料販売業務開始の届出のときは「肥料販売業務開始届出済」と表示するものとする。

様式第三号中「肥料取締法施行条例」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行条例」に、「指定混合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「肥料取締法施行条例」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行条例」に改める。

(肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第三条」を「第一条」に改め、同条第二号中「第四条」を「第三条」に改め、同条第三号中「第五条」を「第四条」に改める。

様式第三号中「第3条」を「第2条」に改める。

様式第四号中「第4条」を「第3条」に改める。

様式第五号中「第5条の1」を「第4条の1」に改める。

(徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例施行規則(平成十九年徳島県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に、「第一条の2」を「第一条」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年十月一日から施行する。